

## 第10章 出動及び水防作業

### 第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管内の消防機関又は水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
  - (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
  - (2) 水防警報指定河川・海岸にあつては知事からの警報の伝達を受けた場合
  - (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合
- 2 各水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。
  - (1) 待機 消防機関又は水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする（待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。）
  - (2) 準備 消防機関又は水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。）
  - (3) 出動 消防機関又は水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。  
（出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。）  
なお、水防警報河川・海岸における河川・海岸別水防警報の段階と範囲は、第7章第3節及び第4節のとおりである。
- 3 津波来襲時には以下に配慮し、水防団に対する指揮命令を行うものとする。
  - (1) 津波来襲時において水防管理団体は、報道機関等の情報により、その津波の原因となつた地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する必要がある。
  - (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執るものとする。
  - (3) 遠地津波の場合、津波の発生情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。  
この場合においても水防管理団体は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示することとする。  
なお、出動した水防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

### 第2節 県の非常配備及び河川巡視

常時勤務から水防作業態勢への切換えを迅速確実に行うとともに、職員を適当に交代させ、又は

休養させ、長期にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、各部局等において別に定める基準により、非常配備を行うものとする。

なお、水防本部については、次の要領により非常配備を行うものとする。

#### 1 配備体制

##### (1) 水防警戒配備 0 号

災害対策警戒配備要領による警戒配備（0号配備）実施機関にあつては0号配備1箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。

##### (2) 水防特別警戒配備 1 号

0号配備実施機関にあつては0号配備2箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

##### (3) 水防特別警戒配備 2 号

0号配備実施機関にあつては0号配備3箇班、その他の機関にあつては各班1人を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

##### (4) 水防非常配備

交代要員を除く全職員を動員し、全力を挙げて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。

#### 2 配備につく時期

##### (1) 水防警戒配備 0 号

次のいずれかに該当するときに配備につくものとする。

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報又は発表されたとき。
- ・水防警報の発令が予想される時。
- ・指定河川洪水予報の発表が予想される時。

##### (2) 水防特別警戒配備 1 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生した時（例：水防警報が発令された時、指定河川洪水予報が発表された時）。
- ・津波注意報が発表された時。

##### (3) 水防特別警戒配備 2 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想される時又は広範囲にわたる被害が発生した時。
- ・津波警報が発表された時。

##### (4) 水防非常配備

水災が発生し、県内に特別警報が発表され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長が必要と認めたときに、水防本部長の指示により配備につくものとする。

なお、水防本部長は、事態に応じ、水防警戒配備0号から直ちに水防特別警戒配備2号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備1号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

#### 3 河川巡視

東日本大震災により、沿岸部の水防管理団体を中心に多数の水防団員が被災していることから、通常の水防活動が実施できない場合がある。

そこで、県において、大雨等の際に沿岸部の主な河川の巡視を行うこととし、水防活動における巡視を補うこととする。

巡視の結果、異常が認められた場合は、応急対策を行うほか、土木事務所から関連する水防管理団体に連絡するものとする。

### 第3節 水防作業

#### 1 水防上の基本的な注意事項

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

#### 2 水防団員の心得

- (1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。
- (3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。

### 第4節 緊急通行

#### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 第5節 水防信号及び標識並びに身分証票

#### 1 水防信号

法第20条の規定による水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次表のとおりである。

- (1) 信号は適当な時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。

(3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

### 水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせる。	○休止      ○休止      ○休止	約5秒   約15秒   約5秒   約15秒   約5秒 ○—   休止   ○—   休止   ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○      ○—○—○      ○—○—○	約5秒   約6秒   約5秒   約6秒   約5秒 ○—   休止   ○—   休止   ○—
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○      ○—○—○—○      ○—○—○—○	約10秒   約5秒   約10秒   約5秒   約10秒 ○—   休止   ○—   休止   ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	乱打	約1分   約5秒   約1分 ○—   休止   ○—
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

## 2 身分証票

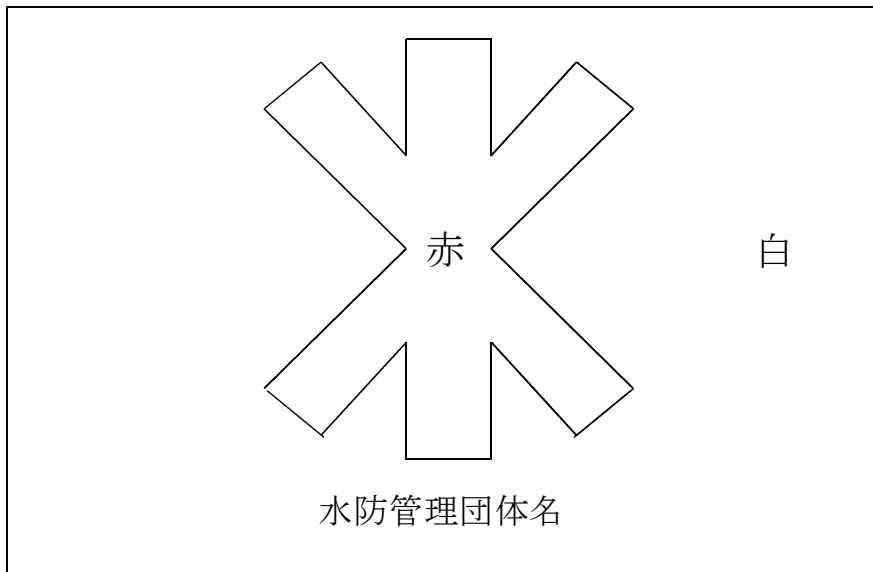
法第49条の規定による身分証票は次のとおりである（縦73mm×横144mm）。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 票</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>職 名                                  年 齢</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>発行年月日                          年      月      日</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法 抜 粋</p> <p style="text-align: center;">（資料の提出及び立入り）</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
---	---

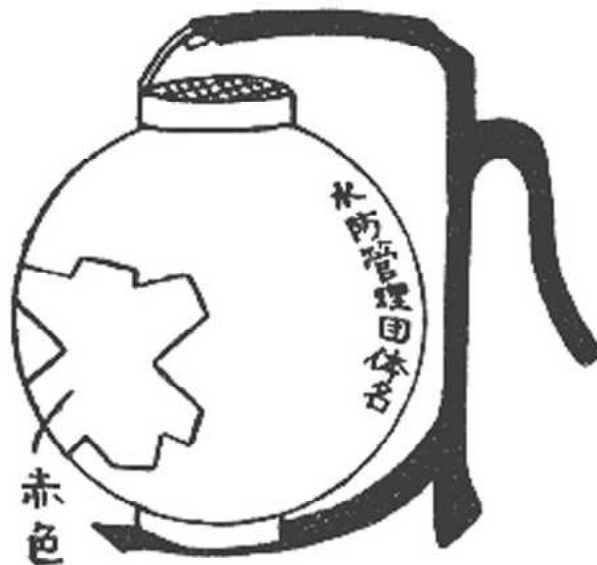
## 3 水防優先標識

法第18条の規定により知事の定める水防優先通行車両標識（昭和24年宮城県告示第549号）は、次のとおりである。なお、水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

(1) 車両標識（縦60cm×横90cm）



- (2) 標灯（夜間における灯燈は提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものをを用いてもよい。）

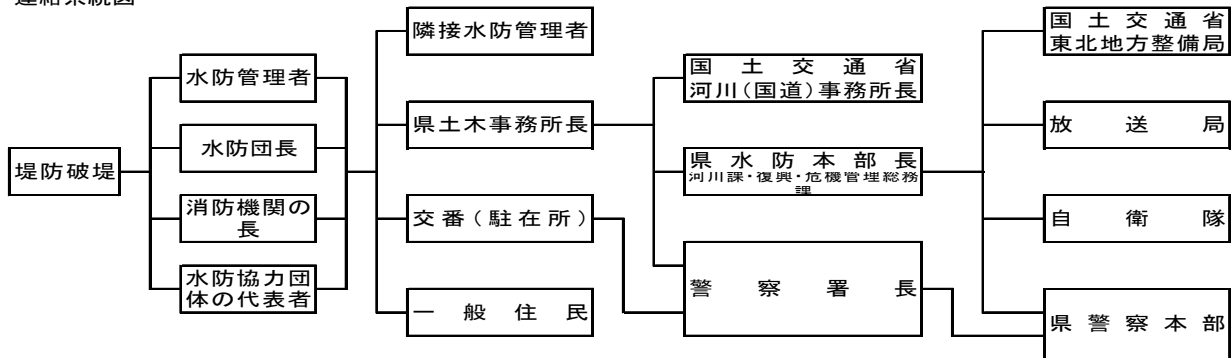


#### 第6節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

- 1 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、所轄の交番（駐在所）に通報するものとする。隣接水防管理者は、さらに氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。
- 2 この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国

管理河川の場合) 及び所轄警察署長に通報するものとする。

連絡系統図



3 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう務めるものとする。

### 第7節 避難のための立退き

- 1 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 4 指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者を明示し、一般に周知させておくものとする。

### 第8節 水防配備の解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員又は水防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備するものとする。

### 第9節 県の非常配備の解除

各部局等において別に定める基準による。

なお、水防本部については、以下のとおりである。

- 1 水防警戒配備0号  
水防警戒配備0号をとる必要がなくなったときに解除するものとする。
- 2 水防特別警戒配備1号、水防特別警戒配備2号及び水防非常配備  
水防本部長が水防本部を解散したときに解除するものとする。ただし、水防警戒配備0号をとる状況が継続しているときは、水防警戒配備0号に移行するものとする。